

番 号 : 150045

国 名 : 南スーダン

担当部署 : アフリカ部アフリカ第一課

案件名 : 平和構築アセスメントのための情報収集・確認調査 (平和構築アセスメント)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 平和構築アセスメント
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年4月上旬から2015年6月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0.50M/M、現地0.73M/M、合計1.23M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 22日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月11日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 35点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 7点
 - ③語学力 14点
 - ④その他学位、資格等 14点
- (計100点)

類似業務	平和構築アセスメント
対象国/類似地域	南スーダン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 黄熱(入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要な場合があります)

6. 業務の背景

南スーダンは、2005年の南北スーダン包括和平合意(CPA)以降、復興と開発に向けた取組みが進められ、2011年7月にスーダンから正式に独立したものの、長期に亘る内戦の影響等により、公共インフ

ラや社会サービスの整備が十分になされていない状況にある。

2013年12月に首都ジュバで発生した大統領警護隊同士の衝突は、政府与党内の派閥抗争の激化により発展し、民族間紛争の様相を呈し国内各地で大規模な暴力行為が深刻化した。アフリカの地域機構である政府間開発機構（IGAD）の仲介による和平交渉が進められ、2014年1月をはじめとして複数回にわたり停戦合意を締結したが、主に北部地域において政府軍と反政府軍の武力衝突が断続的に発生し、交渉は難航した。政情については依然不透明な状況にある一方で、暫定政府樹立に向けた調整が継続しており、和平プロセスは進みつつある。なお、ジュバに関しては、2013年12月下旬以降、目立つ戦闘は発生していない。

JICAは、GPA以降、南スーダンにおいて事業を開始し、「南スーダンの国造り・平和の定着支援」を基本方針として、首都ジュバ及び地方都市にて積極的に事業を展開してきた。しかしながら、上述の2013年12月の騒乱をきっかけとする急激な治安悪化に伴い、JICA関係者は避難帰国するに至った。2014年6月に南スーダン安全確認調査を実施し、ジュバの治安・社会状況の回復を確認した結果、同年11月より南スーダン事務所員はジュバへ帰任し、2015年1月からはJICA関係者のジュバへの渡航及びジュバ市内での活動が再開された。

和平プロセスが進む中、同国の政情安定のためには、我が国としても機を逸さない適切な協力の実施が望まれるが、そのためには、今回の騒乱によって変化した現地状況や新たなニーズ、他ドナーの動向等について把握することが必要である。

このような背景を踏まえて、本調査は、南スーダンの最新状況の把握及びマクロな視点での考察を行い、現在のニーズに応じた案件形成に資する情報の収集・整理・分析を行うとともに、状況把握の一環として、平和構築アセスメント（PNA）を実施し、協力展開のタイミングやシーケンス（順序、投入計画等）を見極め、協力プログラムの内容を検討するものである。

なお、独立前の2010年5月にスーダン共和国（現在の南スーダンを含む）に関し、国レベルのPNAを実施しているが（資料については契約後に貸与）、独立や騒乱等の大きな情勢の変化を受けて、今般、南スーダンを対象としたPNAを実施することとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に関し必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、調査団による報告書（案）作成について支援を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年4月上旬）

- ① 南スーダンにおける紛争や平和構築に係る既存の情報を収集するとともに、2005年の南北スーダン包括和平合意（GPA）及び2011年の独立を経て、2013年12月に発生した騒乱を踏まえ、現在に至るまでの南スーダンの紛争・平和構築の動向を把握する。
- ② 当機構の平和構築アセスメントマニュアルを参照の上、調査・分析の実施方法につき確認し、調査項目案を作成する。
- ③ 既存の情報・データと現地調査で入手・検証すべき情報を整理・分析し、必要に応じ、南スーダン側関係機関や国際機関・他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年4月中旬～5月上旬）

- ① 本業務従事者は当機構調査団員に先行して現地入りし、総括等と協議・調整しつつ、調査を行う。また、JICA南スーダン事務所等との打合せに参加し、適宜、同事務所に対し調査の進捗報告を行う。
- ② 南スーダン側関係機関や国際機関・他ドナー等から事前に配布した質問票を回収・整理するとともに、ヒアリング等を行い、情報・データの収集・整理を行う。
- ③ 収集した情報・データを分析し、現地調査結果の概要について、平和構築アセスメントマニュアルを参考にし、次の項目に沿って取りまとめ、南スーダン平和構築アセスメント案を作成する。具体的には以下のとおり。なお、（国内）と記したものについては、上記（1）国内の準備期間①の情報収集にて着手が可能なものを指す。
 - ア) 紛争の背景・現状分析（国内）
 - イ) 政治・治安・経済・社会の現状分析（国内）
 - ウ) 和平及び国家建設、平和構築プロセスの履行・進捗状況（国内）
 - エ) ステークホルダー分析（国内）

- オ) 今回の危機・紛争に関する周辺諸国の動向（国内）
 - カ) 南スーダン国内各地域の特徴（ジュバにおいて国際機関等からヒアリング等を通じて情報収集を行う）
 - キ) 不安定要因・安定要因分析
 - ク) 今後の見通し・注目点
 - ケ) 事業実施上の留意点
 - ④ 他の調査団員が行う情報収集・確認調査（内容以下のとおり）において、PNAの観点から共に検討する。
 - ア) 政治・経済・社会状況
 - イ) 南スーダン開発計画
 - ウ) 各ドナーの動向と分析
 - エ) ニーズ分析とシーケンス（順序、投入計画等）案
 - オ) 今後の対南スーダン協力の方向性
 - カ) 協力プログラム・プロジェクト案
 - キ) 有用な情報源のリストの取りまとめ
 - ⑤ 調査団による現地関係者に対する調査結果報告会（半日を予定）において、担当分野に係る発表を行う。
- (3) 帰国後整理期間（2015年5月中旬～5月下旬）
- ① 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② PNAを含めた情報収集・確認調査の報告書（案）作成に協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 南スーダン平和構築アセスメント（案）（和文）
 - 電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
 - 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。
- (2) 戦争特約保険料
 - 災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。
- (3) 直接人件費月額単価
 - 直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>
- (4) 一般管理費等率
 - 本案件は、安全面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等率の10%を上限として加算して一般管理費等を計上することができるものとします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
 - 現地派遣期間は2015年4月12日～5月3日を予定しています。
 - 当機構の調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時あるいは数日遅れて調査を終了する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。
 - ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA南スーダン事務所長)
- イ) 平和構築 (JICA)
- ウ) 地域協力方針 (JICA)
- エ) 平和構築アセスメント (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構南スーダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
当機構借上げ宿舎を提供
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のアポイント取得
- カ) 執務スペースの提供
あり

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・紛争影響国における雇用と生計向上に係る情報収集・確認調査 最終報告書
- ・南スーダン共和国 生活・経済基盤整備支援プログラム形成調査報告書

また、以下の平和構築アセスメントマニュアルは当機構ウェブサイトで公開されています (http://www.jica.go.jp/activities/issues/peace/ku57pq000004zqt7-att/PNA_01_201408.pdf)

- ・紛争予防配慮・平和の促進ハンドブックーPNA (平和構築アセスメント) の実践ー

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 安全配慮事項
南スーダンにおける行動については、安全管理の観点から以下に示す JICA の安全管理基準を厳守願います。なお、同安全管理基準は随時変更があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要となった場合、もしくは、安全管理基準の変更が無くても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議の上、必要に応じてこれを認めます。
 - ア) 現在、南スーダンにおいて渡航が認められている地域はジュバ市のみであり、ジュバ市以外への移動は不可とする。
 - イ) ジュバ滞在中に際し、事前に必要な書類 (安全管理情報シート、緊急連絡先届) を JICA 南スーダン事務所へ提出する。
 - ウ) ジュバ到着後、JICA 南スーダン事務所より安全管理ブリーフィングを受ける。
 - エ) 国連では、南スーダンにおける外出禁止時間を 23:00-6:00 に設定しており、これを順守する。但し、交通事故回避のため、特段の事情がない限り日没までに (19:00 頃) 宿舎に戻る。
 - オ) 移動にあたっては、ID カードまたは (有効な南スーダン査証を付した) 旅券 (写) を所持する。
 - カ) 車両での移動は、一定の適当なスピードを保ち、警察官等に止められた場合には指示に従う。また必ずドアをロックする。
 - キ) 写真撮影は原則控え、現地当局から許可を得た場合のみ可とする。
 - ク) クレジットカードやデビットカードは使用できないため、必要な支払い及び現地通貨への換金には米ドル (2006 年以降に発行された紙幣) を用いる。

以上